

交通反則告知書

自転車に関する交通事故を減らすため、

令和8年4月1日から自転車の違反に

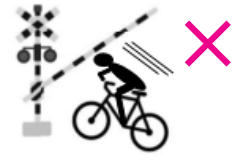

青切符（交通反則通告制度）が適用されます。

自転車の交通違反を警察官が認知した場合には

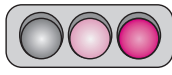

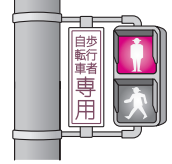
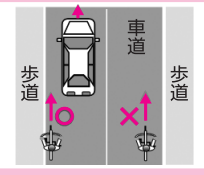


- 基本的には、現場で指導警告を実施します。
- 違反のうち、交通事故の原因となるような危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であるときは、青切符による検挙の対象になる場合があります。



青切符の対象となる違反の例

 遮断踏切立入り 反則金 7,000円	 ※ブレーキなし 自転車制動装置不良 反則金 5,000円	 ながらスマホ 反則金 12,000円 (自転車の反則金の最高額!)
--	---	--

青切符の対象となる違反の例

<p>自転車では</p> <p> 車道通行の場合は、車道用信号に従ってください</p> <p> 横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号に従ってください</p> <p> 「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、車道通行の場合でも歩行者用信号に従ってください。</p> <p>信号無視 反則金 6,000円 (点滅信号の無視は5,000円)</p>	<p> 右側通行 (通行区分違反) 反則金 6,000円</p> <p> 並進禁止違反 反則金 3,000円</p>	<p>他にも!!</p> <p>★(長野県内で)イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態で運転</p> <p></p> <p>★指定場所一時不停止、二人乗り(軽車両乗車積載制限違反)等</p>
---	---	--

重大な違反や交通事故を引き起こしたときは、刑事手続(赤切符)で検挙されることがあります。

酒酔い運転 酒気帯び運転 おおりに運転 ながらスマホで道路における危険を生じた場合 等

運転免許証を有する者が自転車重大な事故・悪質な違反を犯した場合に、運転免許の効力が停止される場合があります。

青切符制度の導入の目的は、自転車に関する交通事故を抑止することです。

自動車の運転ももちろんですが、自転車を運転するときも安全運転に心がけたいものです。

※自転車を運転するときは、ヘルメットの着用が努力義務化されています。

自分の身を守るためにも、自転車を運転するときはヘルメットを着用してください。

自転車は、原則車道通行です。道路標識や道路標示によって自転車通行可となっている場合、通行の安全確保のため歩道を通行することがやむを得ない場合等は、歩道通行可となります。



長野県警察本部交通企画課 「自転車のルールブック」から引用

自転車の交通ルールをまとめた資料はこちら (長野県警察作成: 自転車のルールブック)

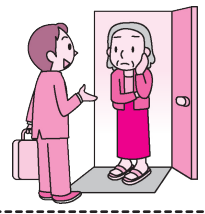



消費者トラブル解決の切り札 しかし、使える場面は限られています

「クーリング・オフ」で、なんだろう!?

「契約したけれど、やっぱりやめたい。」と消費生活センターに相談が寄せられます。契約は、一旦成立すると一方の都合でやめることはできません。しかし、訪問販売や電話勧誘販売などで「冷静に考えて不要だった」契約について「クーリング・オフ」で無条件に解約できることがあります。どのような場合に使うことができるのか、「特定商取引法」では、以下の6つの取引類型で一定の条件のもと、契約を解除することができます。



<p>1 訪問販売</p> <p>消費者の自宅等を事業者が訪問し、商品の販売を行うもの</p> <p></p> <p>SNSにより誘い出した者への販売も対象</p>	<p>2 電話勧誘販売</p> <p>消費者に事業者が電話をかけて勧誘し、商品の販売等を行うもの</p> <p></p>
<p>3 連鎖販売取引</p> <p>「他の人を販売員にするとあなたも収入が得られる」と消費者を勧誘し、商品等を買わせるものいわゆる「マルチ商法」のひとつ</p> <p></p>	<p>4 業務提供誘引販売取引</p> <p>「仕事を紹介するので収入が得られる」と消費者を勧誘し、その仕事に必要であるとして、商品等を買わせるものいわゆる内職商法のひとつ</p> <p></p>
<p>5 特定継続的役務提供</p> <p>特定の7種類のサービス エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療について、長期・高額の契約を締結して行うもの</p> <p></p>	<p>6 訪問購入</p> <p>消費者の自宅等を事業者が訪問し、消費者の物品を事業者が買い取るもの</p> <p></p>

*「特定商取引法」で定められている契約以外にも、クーリングオフ制度がある契約があります。イラストは消費者庁イラスト集より(例) 保険契約 宅地建物取引契約等 (一定の契約に限ります。)

- ◎自分から店に出向いての契約(店舗購入)はクーリング・オフができません。
- ◎通信販売(消費者がテレビやダイレクトメール、インターネット画面の広告を見て、電話・FAX・インターネット等で申し込みをするもの)は、クーリング・オフ制度の対象外です。(事業者が独自に返品等に対応する場合があります。この場合は事業者との契約ルールに従います。)
- ◎クーリング・オフをするには、一定の方法があります。
 - 期間が決まっています。
 - ①訪問販売・②電話勧誘販売・⑤特定継続的役務提供・⑥訪問購入……8日間
 - ③連鎖販売取引・④業務提供誘引販売取引……20日間
 - 期間は、正しく記載された書面(申込書面または契約書面)を受け取った日から数えます。
 - 書面(はがき可)またはメール等の電磁的記録を事業者に送ります。事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入商品名等、契約金額等)やクーリング・オフの通知を発送した日を記載します。

対象外!!



- クーリング・オフについては、消費生活センター・市町村消費生活行政担当窓口にお問い合わせください。
- クーリング・オフ書面の記載等については、「長野県公式ホームページ消費生活情報」に掲載しています。
- クーリング・オフ以外にも、契約を解約できる場合があります。
- 早めの対応が解決に結びつきやすくなります。早急に消費生活センター等へ御相談ください。



長野県公式HP 消費生活情報